

# 熊本県地域公共交通協議会の体制

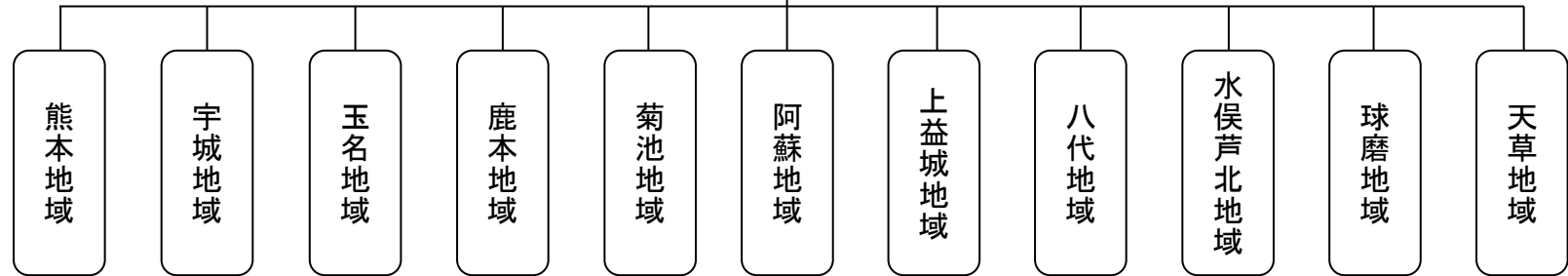
## 熊本県地域公共交通協議会(本体協議会)

### 【委員構成】

- 県…企画振興部交通政策・統計局
- 国…九州運輸局、熊本運輸支局
- 市町村…各地域ブロック部会(代表市町)
- 道路管理者…熊本河川国道事務所、県道路保全課
- 公安委員会…県警本部交通規制課
- 学識経験者…大分大学 大井尚司教授
- 鉄軌道事業者…JR九州熊本支社、おれんじ鉄道、くま川鉄道、南阿蘇鉄道、熊本電鉄、熊本市交通局
- バス事業者…九州産交バス、産交バス、熊本電鉄、熊本バス、都市バス、共同経営推進室、県バス協会
- タクシー事業者…県タクシー協会
- 利用者代表…県シニアクラブ連合会、県PTA連合会、県観光連盟  
県身体障害者福祉団体連合会

- ・この他、計画内容や協議会での議論を踏まえ、必要に応じて関係者がオブザーバーとして参画。  
(想定されるオブザーバーの例: 県庁内関係課(福祉、観光、都市計画、教育等)、航路・航空路関係交通事業者、港湾管理者、その他関係団体等)
- ・事務局は県交通政策課が務める。

## 地域ブロック部会



### 【委員構成】

- 県…交通政策課(※事務局を兼ねる)
- 国…熊本運輸支局
- 市町村…各地域ブロック内の全市町村
- 交通事業者…各地域ブロックの関係交通事業者  
(※地域の実情や計画内容等を踏まえ、必要に応じて航路・航空路・タクシー事業者等もオブザーバーとして参画)

### 【部会の運用】

- ・主に市町村との検討・協議等を目的に設置し、会議を開催するもの。
- ・基本的には、本体協議会の開催ごとに、事前に全地域ブロック部会を開催することとし、部会における意見は本体協議会に報告する。
- ・地域ブロック部会は合同開催を可能とする。